

茅野市社会福祉協議会ボランティア活動助成金 交付基準と大切なポイント

この助成金は、平成26年度より“赤い羽根共同募金”を財源としています。

助成金の交付を受けることのできる事業は、茅野市市民活動センター『ゆいわーく茅野』に登録されている団体及びグループが実施するボランティア事業としています。

また、この助成金は事業費の補助です。「この事業をしたい」という計画のもとに予算を積み上げ申請してください。したがって会を運営するための運営費は助成の対象となりません。



みなさんからの思いのこもった赤い羽根共同募金が財源だから、無理はせず必要な活動のために使ってね！

1. 対象となるのは、次の事業です

- (1) 地域福祉事業及び先駆的事业
(いきいきサロン活動、支えあい活動、当事者の自立支援に関する活動など)
- (2) 福祉活動向上のための事業
- (3) 情報紙の発行事業
(子育て支援・在住外国人支援・地域ボランティア情報など)
- (4) ボランティア活動の振興を目的とするための学習及び研修事業
- (5) 福祉活動事業を展開するために必需、有効と思われる機器の購入

2. 助成を受けられない事項 等

- (1) 会員自身がボランティアに行くための交通費
- (2) ボランティアをするときの会員自身の飲食費
- (3) 会員自身に対する保険料（ボランティア活動保険など）
- (4) イベントへの参加依頼のもとに行う、グループ独自の事業でない事業
- (5) 行政区・自治会単位を活動対象とするグループ、法人格を有する団体

3. 気を付けていただきたいこと

- (1) 事業の内容等がよくわかるよう申請書を記入してください。
⇒ この助成金は審査会の審査を経て交付されます。審査員へ内容や思いが伝わるように記入してください。
- (2) 助成金を次年度に繰り越すことはできません
⇒ 計画的に事業を実施してください。
⇒ 助成金の活用や報告書の作成等、困りごとは茅野市社会福祉協議会地域福祉活動推進係（電話73-4431）へお問い合わせください。
- (3) 助成を受けたグループへのお願い
 - ・茅野市社会福祉協議会事業への積極的なご参加をお願いいたします。
 - ・共同募金活動に協力するとともに、共同募金活動により集められたお金が助成金として還元されているということを会員等に知らせてください。
 - ・本助成金を充てた事業を実施した場合、物品を購入した場合は、そのことを宣伝すること
- (4) 対象事業等実施の際には助成金だけではなく、会費・参加費等も活動資金としてあてること
- (5) 初めて申請する団体は、茅野市市民活動センター『ゆいわーく茅野』へ団体登録して下さい。新たに活動を始める団体に関しては、新規立ち上げの活動内容がわかる計画書、または既に活動が始まっている団体に関しては、活動報告書を添付してください。